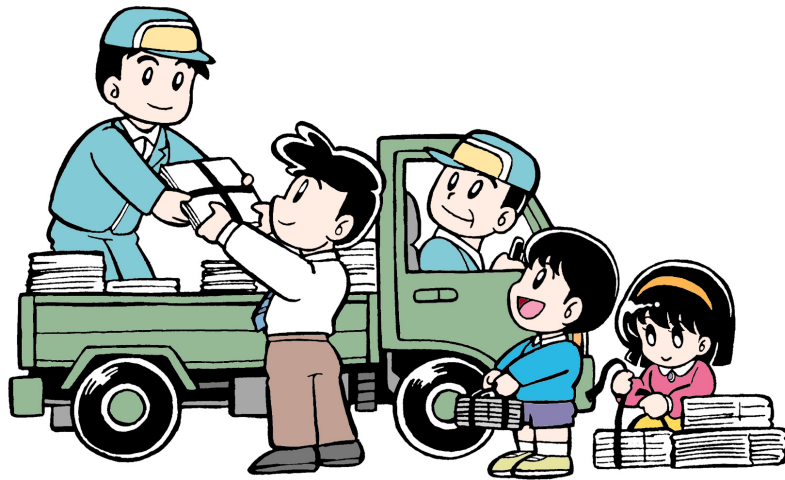


—協働のまちづくりの推進に向けて—  
応援します市民活動！

## 鹿嶋市市民活動保険制度

---

---



鹿嶋市では、様々な分野において、ボランティアによる公益的な市民活動が行われています。しかし、万が一活動中に事故が発生した場合、損害保険に加入していないことから、個人が何らかの負担を強いられる事も考えられます。

『鹿嶋市市民活動保険制度』は、市が保険料を負担し、このような市民活動中の事故を救済し、安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう保障する制度です。

鹿 嶋 市

## 1 対象となる市民活動

◇市民や市民団体が、自主的かつ無報酬（交通費等の実費弁償は無報酬とみなします）で行う、市が認めた公益性のある活動

※政治・宗教・営利・親睦を目的とする活動、職場や学校行事として行う活動、海外における活動、法令等による災害補償が適用される活動等は対象となりません。

※次に掲げる活動については、対象となりませんので御注意ください。

- ①自己の楽しみのために行う趣味のサークル等の生涯学習・文化活動
- ②各種スポーツ大会・スポーツ少年団等のスポーツ活動
- ③子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト等の青少年健全育成活動

### ■対象となる活動の具体例■

◆回覧、資源回収等の自治会活動◆道路、公園、海岸等の清掃や草刈等の環境美化活動◆自警団等の防犯活動◆交通安全立哨等の交通安全活動◆福祉施設慰問、高齢者宅訪問、配食サービス等の社会福祉活動◆非行防止パトロール、不登校児教育等の青少年健全育成活動◆森林や河川保全等の環境保全活動◆食生活改善、成人病予防等の保健衛生活動◆在住外国人との交流、通訳ボランティア等の国際交流活動 等

## 2 対象となる方

◇市民活動に直接参加する個人

◇市内に活動拠点を置く市民団体及びその構成員

※主たる活動場所が鹿嶋市内の場合は、市外在住の方も対象となります。

※イベント・行事等の単なる観覧者や応援者は対象となりません。

※市民団体の活動者名簿や市民活動の計画書等における参加者名簿に、あらかじめ氏名等の記載がある方については、宿泊を伴う活動や活動場所と自宅との通常の往復経路における事故も対象となります。

## 3 保険の契約手続

市民や市内に活動拠点を置く市民団体等を補償対象者として市が保険会社と契約をするため、保険料は全額市が負担します。事前の加入申し込みや登録手続は必要ありません。

## 4 補償の種類および内容

◇損害賠償補償

市民活動の指導者や市民団体等の過失により、第三者の身体や財物又は第三者からの預かり品等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

区 分	補償限度額	内 容
身体（対人）賠償	1人につき 1億円 1事故につき 3億円	第三者の身体に損害を与えたとき
財物（対物）賠償	1事故につき 500万円	第三者の財物に損害を与えたとき
保管物賠償	1事故につき 500万円	第三者からの預かり品等に損害を与えたとき

### ◇傷害補償

市民活動中の参加者が、急激かつ偶然な外来の事故によって死亡又は負傷した場合に補償します。

区分	補償額	内容
死亡	500万円	当該事故を原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき
後遺障害	15～500万円	当該事故と原因として後遺障害が生じたとき、障害の程度に応じ補償
入院	1日につき 3千円	当該事故を原因として、入院して治療を受けたとき (事故の日から180日以内を限度)
通院	1日につき 2千円	当該事故を原因として、通院して治療を受けたとき (事故の日から180日以内の期間で90日を限度)

### ◇特定疾病補償

市民活動中の参加者が発病した、急性心筋こうそく・心不全・急性脳血管疾患によって死亡又は治療を受けた場合に補償します。

区分	補償額	内容
死亡	300万円	特定疾病を原因として、発病の日から180日以内に死亡したとき
高度障害	300万円	特定疾病を原因として、発病の日から180日以内に高度障害が生じたとき
入院	1日につき 3千円	特定疾病を原因として、入院して治療を受けたとき (発症の日から180日以内を限度)
通院	1日につき 2千円	特定疾病を原因として、通院して治療を受けたとき (発症の日から180日以内の期間で90日を限度)

## 5 保険の対象とならない主な活動や事故の例

### ◇対象とならない活動

- ・ 山岳救助、海難救助、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
- ・ 野焼き、山焼き、高所での枝打ち作業など危険度の高い森林保全活動
- ・ 銃器を使用した害獣駆除等の活動

### ◇対象とならない事故等

損害賠償補償	傷害補償
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意による事故</li> <li>・ 戦争、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒乱による事故</li> <li>・ 地震、津波、洪水等の天災による事故</li> <li>・ 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故</li> <li>・ 同居の親族に対する事故</li> <li>・ 施設の建設、改築、修理又は取り壊し等の工事による事故</li> <li>・ 航空機、昇降機、動物による事故</li> <li>・ 交通事故等の自動車による事故</li> <li>・ 全国市長会市民総合賠償補償保険が適用される事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意または重大な過失による事故</li> <li>・ 戦争、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒乱による事故</li> <li>・ 地震、津波、洪水等の天災による事故</li> <li>・ 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故</li> <li>・ 無資格運転や酒酔い運転による事故</li> <li>・ 山岳登山、ハンググライダー搭乗、飛行機操縦等の危険な運動による事故</li> <li>・ 疾病(特定疾病を除く)又は心神喪失による事故</li> <li>・ 他覚症状の無いむちうち症や腰痛</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 6 事故発生後の手続き

- ①事故が発生した場合、後に事故を証明できるよう発生の時間・場所・状況・事故を証明できる人の氏名、連絡先や写真等の内容を記録するとともに、事故内容を速やかに市役所へ連絡してください。  
※損害賠償補償において当事者間で示談を行う場合は、必ず事前に相談してください。
- ②その後、所定の**事故報告書**（市ホームページからもダウンロード可能）を市へ提出してください。
- ③市において事故内容が保険制度の対象となるかどうか審査し、その結果を当事者へ通知します。
- ④当該事故が、保険の対象となる場合、保険会社から当事者へ関係書類が送付されますので、添付書類等を整え、保険会社へ必要な手続きを行っていただきます。  
なお、保険金の請求は、損害賠償補償の場合は訴訟・示談など賠償責任が確定した後、また傷害補償等の場合は、入院や通院が終了した後に行うことになります。
- ⑤保険会社から当事者へ保険金が支払われます。

### ※事故報告書の他に必要な書類

#### <損害賠償補償>

- ①写真（現場及び破損物の破損状況の分かるもの 3枚程度）
- ②見積書（財物・保管物賠償の場合）・領収書
- ③示談書・保険金請求書（保険会社指定のもの）
- ④事故日の日程表や参加者名簿、団体の規約等

#### <傷害補償>

- ①領収書又は診察券のコピー  
（保険金請求額が10万円を超える場合は、保険会社指定の診断書）
- ②保険金請求書（保険会社指定のもの）
- ③事故日の日程表や参加者名簿、団体の規約等

### ☆万一に備えて

この保険制度は、事故発生後に連絡をいただければ良いという、便利な事後報告の形式をとっています。そのため、連絡をいただいた後に「その事故がこの保険制度の対象となる活動中の事故であったことを客観的に確認できる書類」の提出をお願いします。

万一の場合、手続きがスムーズに行えるよう、普段の活動時から、団体規約、事業計画書、活動者や参加者の名簿等をできるだけ備えておいてください。

特に、宿泊を伴う活動や活動場所と自宅の往復途上における事故等の補償については、対象者が、あらかじめ参加者名簿等に記載されていることが条件となりますので、御注意ください。

## 7 市民活動保険制度の利用にあたって

例示したものの他にも、対象となる活動・事故や対象とならない活動・事故があります。日頃行っている活動がこの保険制度の対象となるかどうか、事前に確認しておくことをおすすめします。

また、この保険制度は市民活動におけるすべての事故を対象とするものではありませんので、ケースにより、民間の行事保険等への加入も検討することが必要となります。

詳しくは、市役所市民活動支援課までお問い合わせください。

◇連絡・問合せ先◇

鹿嶋市役所市民生活部地域づくり推進課

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

TEL 0299-82-2911 内線301

FAX 0299-82-2915